

【重要】 利用許可期間が令和9年3月31日以外の方へ

- ✓ 必要書類の不足や記載内容により、こどもルームの利用期間が区切れています。
- ✓ 更新ためには、必要書類をご提出ください。

STEP1 提出書類の確認

要件	提出書類	備考
就労	就労証明書	<ul style="list-style-type: none">・ 利用許可期間は就労証明書に記載された雇用期間までです。・ 更新後の就労証明書を提出してください。
求職	就労証明書	<ul style="list-style-type: none">・ 利用許可期間が利用月の末日までとなっております。・ 就労証明書を提出してください。
疾病・障がい	診断書or手帳の写し	<p>【診断書の場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 利用許可期間は療養期間(療養期間の記載がない場合は3か月)までです。・ 疾病の要件を継続する場合は、新しい診断書を提出してください。・ ①病名、②症状、③必要な療養期間、④保育ができない旨の記載が必要です。 <p>【手帳の場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 利用許可期間は次回更新月までです。・ 更新後の手帳の写しを提出してください。
就学 職業訓練	在学証明書or受講決定通知書の写し +(本年度)カリキュラムor時間割の写し	<ul style="list-style-type: none">・ 利用許可期間は提出済の書類により確認が取れた就学期間までとなっております。・ 要件を就労に変更する場合は就労証明書、就学期間が延長になる場合は授業時間が確認できるもの(時間割やカリキュラムなど)を提出してください。・ 求職される場合は、アフタースクール課へご連絡ください。
出産	復職証明書or就労証明書	<ul style="list-style-type: none">・ 利用許可期間が出産予定月とその前後2か月となっております。・ 育児休業を取得せずに復職される場合は、復職証明書を提出してください。・ 就労証明書が未提出の場合は、就労証明書(復職日記載済)を提出してください。・ 育児休業中は児童をお預かりできませんので、退所となります。
育児休業等から 復職予定	復職証明書	<ul style="list-style-type: none">・ 復職証明書を提出してください。・ 申請時に復職予定に記載がある就労証明書を提出されている場合は、復職証明書の提出が必要です。
保育料未納あり	領収書の写し	<ul style="list-style-type: none">・ 前年度までの保育料に未納がありますので、納付をお願いします。・ 納付が済み次第、領収書の写しを提出してください。
その他	各自必要な書類	<ul style="list-style-type: none">・ 令和8年度のホームページを確認して、必要書類を提出してください。・ 申立書などで対応している場合は、正式な必要書類を提出してください。

- ・ 書類に不備がある場合は、更新ができず、電話にて再提出をお願いする場合がございます。
- ・ 書類の証明日(申請日から遡って6か月以内のもの)にご注意ください。
- ・ すでに提出済の場合は、行き違いでござ容赦ください。

必要書類の様式はコチラからダウンロード▶



STEP2 提出の方法と期限

提出方法	インターネットから電子申請(右の二次元コードをご利用ください。) https://logoform.jp/form/Mx28/161943	
提出期限	利用許可期間終了日の5営業日前まで	
補足	電子申請によるご提出が困難な場合は、郵送または持参によるご提出も受け付けております。 【277-8503 柏市大島田48番地1 生涯学習部 アフタースクール課】	

※期日までの提出が難しい場合は、必ずアフタースクール課へご連絡ください。TEL04-7192-8045